

和 保 総 号 外
令 和 5 年 4 月 2 7 日
(2 0 2 3 年)

各医療機関の長 様

和歌山市保健所長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更に伴う和歌山市の医療提供体制について

平素は本市の保健衛生行政につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また新型コロナウイルス感染症の診療にもご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年3月10日付け事務連絡により、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について通知がありました。

本通知を受け、令和5年5月8日以降の和歌山市における外来・入院医療体制の概要は別紙のとおりとなります。詳しくは別添資料をご確認ください。

○外来医療体制について

診療・検査医療機関の名称が「外来対応医療機関」へ変更されます。新たに参入される医療機関を増やししながら、秋以降の一般診療化を目指します。

○入院医療体制について

確保病床について、新たな医療機関の参入を促しつつ、流行に対応できる病床数を確保し、秋以降すべての医療機関での受入れを目指します。

○入院調整について

令和5年6月末までは原則保健所にて調整、7月1日以降は医療機関間の調整となります。
保健所連絡先：073-488-5109（平日 8:30～17:15） 080-8342-0109（左記時間外）

また下記の通り、参考資料を送付しますのでご活用ください。

- ・厚生労働省 医療機関向けリーフレット
「新型コロナウイルス感染症への対応について」（第1報及び第2報）
- ・厚生労働省通知
「新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための医療機関等
情報支援システム（G-MIS）への入力等について（協力依頼）」

和歌山市保健所 総務企画課
健康危機管理班 担当：神戸、大端
TEL：073-488-5109・FAX：073-433-2313
E-mail soumukikaku@city.wakayama.lg.jp